

～スポーツ活動に取り組んでいる団体の皆さまへ～

**令和7年度
和歌山県スポーツ大会
開催事業補助金
ガイドライン**

企画部企画政策局スポーツ課

I 和歌山県スポーツ大会開催事業について

【はじめに】

和歌山県スポーツ大会開催事業は、県民の皆さまの自主的かつ主体的な活動に要する経費の一部を補助する制度で、スポーツ振興の推進を図り、地域の活性化に寄与することを期待しています。

【補助金の考え方】

- (1) 県民の皆さまからの税金などの貴重な財源で賄われているため、交付や執行にあたっては、様々な要件や制約があります。補助事業に採択された事業者は、法令等の定めに従って誠実に事業に取り組み、経費支出にあたっては透明性の確保に十分留意していただく必要があります。
- (2) 補助金の交付の対象となる経費は、当該事業に使用したものと明確に区分でき、かつ、証拠書類等により支払内容や金額等が確認できるもののみとなります。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備えて、領収書等の関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管する必要があります。
- (4) 補助金は、指定された用途以外に使用してはいけません。なお、万一使用した場合は、交付決定の全部または一部を取り消す場合があります。
- (5) 交付決定後に補助事業の変更または中止や廃止をしようとする場合は、必要書類を提出し、事前に承認を受けなければなりません。承認を受けずに行った場合、交付決定の全部または一部を取り消す場合があります。
- (6) 補助事業の執行にあたっては、和歌山県補助金等交付規則、和歌山県スポーツ振興事業補助金交付要綱及び当ガイドラインに記載された内容を十分に理解し、遵守してください。内容について不明な点がある場合は、和歌山県企画部スポーツ課あてお問合せください。

II 申請手続きについて

【申請の締め切り】

補助を希望される場合は、令和7年3月14日（金）（15時必着）までに御提出ください。期日が過ぎた場合はいかなる理由があっても受付できません。

和歌山県企画部企画政策局スポーツ課（〒640-8585 和歌山市小松原通1-1）

競技力向上推進班 073-441-3698(直)

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 申請団体概要（※規約等及び直近の団体収支決算添付）
- (5) その他参考資料（過去大会分のチラシやプログラム、新聞記事等）

【申請書様式の入手】

申請書様式は、和歌山県スポーツ課に請求いただければ入手することができます。また、スポーツ課のホームページからワード又はPDFファイルで入手することも可能です。

スポーツ課ホームページアドレス：

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022600/index.html>)

【申請から補助金交付までの流れ】

手 続 き	時 期	備 考
申請書類の提出	3月14日（金） 15時担当課必着	補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、団体概要、その他参考資料の提出
（審査・選考）	3月中旬～3月下旬	事業内容、収支予算等について、照会することがあります
（交付決定）	4月上旬（予定）	
実績の報告	事業終了後30日以内	事業を終了した日から30日以内に、所定の様式で報告
（額の確定）	実績報告提出後	事業内容に変更等が生じている場合は、交付決定額より減額することがあります
補助金の交付請求	額の確定後	所定の様式で請求
（補助金の交付）	支払申請後	振込払いとします

III 申請資格について

【申請対象者】

規約等が規定されており、かつ自ら経理・監査する会計組織を有する公益社団法人和歌山県スポーツ協会又は同協会への加盟団体等が対象となります。ただし、政治活動や宗教活動を主な目的としている団体や地方公共団体及び地方公共団体に準ずる団体(※)は申請できません。

※ なお、地方公共団体に準ずる団体とは、(1)地方公共団体が資本金その他これに準ずるものの全額を出資している団体、(2)事業収入に占める取引の相手が全て地方公共団体である団体、(3)団体の役員が全員地方公共団体役職員の団体をいいます。

【補助対象の事業】

以下の事項を全て満たす事業とする。

- (1) 寄附（チャリティー）を目的としていないこと。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 宗教的又は政治的意図を有していないこと。
- (4) 公序良俗に反しないこと。
- (5) 選手相互の親睦のみを目的としていないこと。
- (6) 他の県費助成金等を得ていないこと。
- (7) この補助金がなくても実施可能であること。

【補助対象となる事業の実施期間】

令和7年4月1日以降に実施し、令和8年3月31日までに終了する事業とします。

【補助対象となる経費】

事業に要する経費のうち、補助対象となる経費を例示します。収支予算書の補助対象経費に記入してください。

経費項目	説明
謝金	審判謝金、競技運営に必要な監視員謝金、通訳謝金など、個人に対して支払う謝金等
旅費	交通費、宿泊費等
設営費	会場設営費、会場撤去費等
印刷費	チラシ、ポスター、プログラム等の印刷代、複写費、製本費等
宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り、デジタル媒体等）、入場券販売手数料、立看板費等
通信運搬費	文書等の送料、事業に必要な物品等の搬送料等
使用料費及び賃借料	会場使用料、会場付帯設備使用料、会議室使用料、事業に必要な物品や資材等を運搬する場合の車両の借り上げ料、バス借り上げ料、（原則として県内の移動及び送迎に限る。）

)、動画制作・配信等に係る経費
消耗品費	材料費、競技用具、賞品代(メダル、トロフィー等)、動画制作・配信に係る経費
委託費	競技運営に係る委託費、動画制作・配信に係る経費
保険料	役員・運営スタッフ等に係る傷害保険及び賠償責任保険料

※補助対象経費が40万円未満の事業や補助申請額が20万円未満の事業(ただし、本県出身者を主な構成員とする海外の団体については、補助対象経費20万円未満の事業や補助申請額が10万円未満の事業)及び、本補助金がないと実施出来ない事業は補助の対象となりません。

※補助の対象となるのは、原則として交付決定後に着手する事業の経費です。交付決定前に着手する必要がある場合は、事前着手届を提出してください。ただし、事前着手届を提出する場合においても、補助の対象となるのは、令和7年4月1日以降に着手する事務に係る経費に限ります。

【補助の対象とならない経費】

事業に要する経費の内、補助の対象経費とならないものを例示します。この様な経費は、収支予算書には、補助対象外経費として記入してください。

謝金	駐車場整理及び会場整理(会場整理員、会場警備員等)にかかる謝金(特に必要な場合に限る。)等
旅費	特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金)等
記録費	フィルム、写真用紙及びCD-R等の購入、フィルム現像代、写真焼付け代、報告書作成など記録に要する経費
使用料及び賃借料	主催団体及び共催団体の構成員や職員、スタッフが移動のために使用する車両等の借り上げ料等

なお、以下の経費は事業費として計上できませんので、収支予算書等には記載しないでください。

- 主催団体(共催団体)構成員に支払う経費:謝金(審判を除く。)、旅費(審判及び大会運営のため県外から招へいする役員を除く。)等
- 主催団体又は共催団体の「役員又は職員」が代表を務める他団体への支出(公共施設の指定管理者である団体への使用料及び賃借料を除く。)
- 食料費・接待費の類:接待費、打ち上げなどのパーティーにかかる経費、弁当代等
- 団体運営経費の類:事務所の光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、振込手数料、印紙代、事務職員人件費等
- 備品購入費:一件の金額が3万円以上の機械、器具、什器等
- その他経費の類:礼状送付通信費、ガソリン代、賞金、参加賞代、記念品代、個人への花束代等
- 領収書等がないなど、支出の事実が証明できない経費

IV 選考について

【選考方法】

提出いただいた申請書類をもとに、選考委員会において審査選考を行ったうえで、決定します。

なお、前年度採択された事業については、自立的な継続実施を促進するために、原則として優先度は低くなります。

【選考の主な項目】

活動状況	団体概要や会則・団体収支書類等から推測して、団体が適正に運営されている。 既存団体：過去の開催実績、誘客実績がある。 新規または実績の少ない団体：団体概要や体制等から確実な事業実施が見込まれる。
趣旨・目的	和歌山県スポーツ大会開催事業補助金交付要綱との整合性がとれている。 事業の目的・目標・効果が明確である。
計画内容	事業の内容が具体的で、事業計画（実施スケジュール、予算積算等）も適切である。 事業の内容が、当該団体等の実績や体制等から推測して実現可能である。
公益	会員や関係者だけでなく、広報等で周知し一般参加者の拡充を図るなど、不特定多数の者に事業の効果を広げるための工夫や努力を行っている。
自立・発展	事業内容に自主性・主体性がある。 事業内容や手法が、新規的または独創的である（ICTを積極的に活用し、先進的な情報発信や事業展開を行っている等）。 既存事業からの発展など、将来に向けた事業の展望がある。 新たな関心層の開拓や人づくりに繋がるための工夫がされている。
競技レベル	優れた競技力に触れる機会となっている。 和歌山県の競技力向上に繋がる見込みがある。

【選考結果】

採否にかかわらず、応募団体すべてに通知します。

【留意事項】

(1) スポーツ活動のさらなる活性化と自立的な継続実施を促進するため、過去と同一内容の事業の申請については、以下のとおり減額対象になる場合がありますのでご注意ください。

＜過去に複数回同一内容の事業について採択を受けており、当該年度に申請する事業の内容も新規性に乏しいと選考委員会が判断した場合＞

- ・累計3回目の採択・・・審査基準により決定した交付額の90%を補助
- ・累計4回目の採択・・・審査基準により決定した交付額の80%を補助
- ・累計5回目の採択・・・審査基準により決定した交付額の70%を補助
- ・累計6回目の採択・・・原則、補助対象外

なお、累計採択の起算点は令和4年度補助事業からとします。

(2) この募集については、和歌山県の令和7年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては実施方法や補助金の額、スケジュール等を変更する場合があります。

V 対象大会について

1 国際競技大会の開催

国際オリンピック委員会（I O C）が承認する国際競技団体（I F）、中央競技団体（N F）が主催する大会を県内の競技団体等が招致開催し、世界レベルの優れた競技力に触れる機会を作ることにより、本県の競技力向上やスポーツの振興・発展、来県者の増加による地域の活性化に寄与すると認められる事業が対象です。

対 象 経 費：審判謝金、会場使用料、運搬費、印刷費等

限 度 額：対象経費の2分の1以内又は自己負担額（事業経費から収入を引いた金額）のうち、どちらか低い額の範囲内。上限は1, 0 0 0万円。

2 全国大会等の開催

公益社団法人和歌山県スポーツ協会又は同協会への加盟団体、中央競技団体（N F）又は大会実行委員会等が主催（共催・主管）する全国から選出された個人・団体が出場する大会を、県内の競技団体等が招致開催し、全国レベルの優れた競技力に触れる機会を作ることにより、本県の競技力向上やスポーツの振興・発展、来県者の増加による地域の活性化に寄与すると認められる事業が対象です。

対 象 経 費：審判謝金、会場使用料、運搬費、印刷費等

限 度 額：対象経費の2分の1以内又は自己負担額（事業経費から収入を引いた金額）のうち、どちらか低い額の範囲内。上限は1 0 0万円。

3 西日本大会等の開催

公益社団法人和歌山県スポーツ協会又は同協会への加盟団体、地域ブロック競技団体又は大会実行委員会等が主催（共催・主管）する西日本等から選出された個人や団体が出場する大会を、県内の競技団体等が招致開催し、西日本レベルの優れた競技力に触れる機会を作ることにより、本県の競技力向上やスポーツの振興・発展、来県者の増加による地域の活性化に寄与すると認められる事業が対象です。

対 象 経 費：審判謝金、会場使用料、運搬費、印刷費等

限 度 額：対象経費の2分の1以内又は自己負担額（事業経費から収入を引いた金額）のうち、どちらか低い額の範囲内。上限は7 0万円。